

議第10号

平成30年度滋賀県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度滋賀県の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 117,049,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 35,530,912
	1 負担金	35,530,912
2 国庫支出金		31,125,412
	1 国庫負担金	22,567,716
	2 国庫補助金	8,557,696
3 財産収入		3,011
	1 財産運用収入	3,011
4 繰入金		7,486,165
	1 一般会計繰入金	7,304,199
	2 基金繰入金	181,966
5 諸収入		42,903,500
	1 受託事業収入	50
	2 雑入	42,903,450
歳入合計		117,049,000

歳出

款	項	金額
1 健康医療福祉費		千円 116,876,001
	1 国民健康保険費	116,876,001
2 予備費		172,999

議第10号
平成30年度滋賀県国民健康保険事業特別会計予算

款	項	金 額
	1 予 備 費	千円 172,999
歳 出	合 計	117,049,000